早川町猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全するため、飼い猫又は地域に生息する飼い主のいない猫へ不妊手術又は去勢手術を受けさせた者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することとし、その交付に関しては、早川町補助金等交付規則（平成２７年早川町規則第１１号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成金交付対象者）

第２条　助成の対象者は、次の各号に該当する者とする。

（１）本町内の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用負担をした者

（２）本町内で多数の猫を飼うことにより、周辺の生活環境が損なわれている場合若しくはそのおそれがあると町長が認めた場合に、その猫へ不妊・去勢手術の費用負担をした者

（助成金交付額）

第３条　助成は、予算の範囲内で行うものとし、助成金の額は手術に要した額とする。ただし、次に掲げる額を上限とする。

（１）不妊手術　１匹につき　 １５,０００円

（２）去勢手術　１匹につき　 １０,０００円

２　飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に係る助成金は、１匹につき、手術に要した額に１，０００円を加算した額を上限とする。ただし、前項に定める額に１，０００円を加算した額を上限とする。

（助成金の交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請は令和７年１月３１日までとする。

（助成金の交付決定）

第５条　町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、助成金の交付の可否を決定し、猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書(様式第２号)により通知するものとする。

（手術の実施）

第６条　助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定の日から３０日以内に獣医師により手術を受けるものとする。

２　前項に基づき手術を受ける際、飼い主のいない猫の場合、雄猫は右耳、雌猫は

　左耳に手術済みであることを示す切れ込みを施すものとする。

（助成金の交付請求）

第７条　前条の手術を受けた申請者は、猫の不妊・去勢手術費助成金交付請求書

（様式第３号。以下「請求書」という。）に手術費用の領収書等を添えて、手術の日から３０日以内に町長に請求するものとする。

（助成金の交付）

第８条　町長は、前条の規定により提出された請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、猫の不妊・去勢手術費助成金交付額確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第９条　町長は、申請者が、偽りその他不正の手段により交付を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成金の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

（助成の終了）

第１０条　町長は、年度途中において助成交付額が予算の範囲を超えたときは、年度途中における本事業を終了することができるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附　則

１　この告示は、令和６年７月１日から施行し、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。